

都市計画の案の理由書

1 名称

調布都市計画生産緑地地区の変更

2 理由

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等に役立つものを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために定めた地域地区である。

平成3年の生産緑地法（昭和49年法律第68号）の改正以降、生産緑地地区として指定した地区のうち、その一部が道路や公園等の公共施設用地となった地区又は主たる農業従事者の相続若しくは故障の発生による買取り申出に伴う行為の制限解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

こうしたことから、生産緑地地区の一部の削除に伴い、生産緑地地区を変更するものである。